厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)を下記のとおり改正し、平成30年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D007中(51)を(52)とし、(24)から(50)を1ずつ繰り下げ、(23)の次に次のように加える。

- (24) ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンD
  - ア ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」 KL-6の所定点数に準じて算定する。
  - イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合に のみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。
  - ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改 正 後	現 行
別添1	別添1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
第1節 検体検査料	第1節 検体検査料
第1款 検体検査実施料	第1款 検体検査実施料
D007 血液化学検査	D007 血液化学検査
$(1)\sim(23)$ (略)	$(1)\sim(23)$ (略)
(24) ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンD	(新設)
ア ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンDは、区	
分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定	
点数に準じて算定する。	
イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA	
法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆	
症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。	
ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵	
守すること。	
$(25) \sim (52)$ (略)	$(24) \sim (51)$ (略)